

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区の付加価値電信業務の更なる対外開放に関する工業情報化部、上海市人民政府の意見

【発布機関】工業情報化部、上海市人民政府

【発布日】2014.01.06

【実施日】2014.01.06

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の設立に関する中国共産党中央委員会、国務院の重大な意思決定の実行を徹底し、より積極的、自主的な開放戦略を実施し、試験区における開放による発展促進、改革促進、革新促進の実現を支持し、模倣可能、普及可能な経験を形成するため、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案への同意に関する国務院の回答」に基づき、試験区内の付加価値電信業務の更なる対外開放について、ここに以下の意見を提出する。

## 一、指導思想

試験区内付加価値電信業務の更なる対外開放の試行を積極的に推進する。管理を強化し、外商投資企業が電信業務に規範的に従事するように導く。サービスを整備し、公平な市場競争環境を維持、保護し、電信市場の持続的、健全な発展を促進する。

## 二、開放分野

(一)既にWTOに対し開放を承諾済みであるが、外資持分比率が50%を超えない情報サービス業務、ストアアンドフォワード類業務など2項目の業務については、外資持分比率50%の突破を試行できるものとする。その中の情報サービス業務にはアプリケーションストアのみを含むものとする。

(二)新たに4項目の業務、コールセンター業務、国内多人数同時通信サービス業務、インターネット接続サービス業務(ネット利用者へのインターネット接続サービスの提供)、国内インターネットVPNサービス業務の開放を追加試行する。その中のコールセンター業務、国内多人数同時通信サービス業務、インターネット接続サービス業務(ネット利用者へのインターネット接続サービスの提供)については、外資持分比率が50%を突破できるが、国内インターネットVPNサービス業務の外資持分比率は50%を超え

ないものとする。

(三) オンラインデータ処理と取引処理業務(経営類電子商取引)の外資持分比率は 55%を超えないものとする。

(四) 上述の電子業務への従事を申請する企業の登録地及びサービス施設は試験区内でなければならない。インターネット接続サービス業務(ネット利用者へのインターネット接続サービスの提供)のサービス範囲は試験区内に限定され、その他の業務のサービス範囲は全国を対象とすることができる。

### 三、保障措置

#### (一) 細則の制定

国務院の全体配置に基づき、試験区内では「外商投資電信企業管理規定」(国務院 534 号令)の関連規定内容の実施を一時停止する。同時に試行管理弁法の制定を急ぎ、関連管理制度を調整し、審査許可手続きを簡素化することで、審査許可の所要時間を短縮する。

#### (二) 環境の整備

外資企業が法により規範的に付加価値電信業務に従事するように導き、外資企業の研究開発センターの試験区への進出を奨励する。電信利用者の合法的権益を適切に保護し、公平な市場競争環境を育成、維持、保護し、電信市場の持続的、健全な発展を促進する。

#### (三) サービスの整備

政策宣伝への注力を強化し、サービス交流プラットフォームを構築し、外資企業との意思疎通を強化する。外資企業に政策コンサルティングとサービスを提供し、外資企業のために実際の困難及び問題を積極的に解決する。

#### (四) 監督管理の強化

関連情報の収集及び統計分析を整備し、ネットワークインフラ施設、データ資源、利用者情報の保護などに関する要求を明確にする。国際通信業務及びネットワーク運営の安全に対する監督管理を強化

し、ネットワーク及び情報の安全を維持、保護する。

試験区における付加価値電信業務の更なる開放を推進するため、工業情報化部は上海市人民政府と共同で部・市レベルの調整作業体制を確立し、関連作業の実施を推進する。上海市通信管理局は外資企業に対する誘導及び監督を強化し、各項目業務の開放試行に関する実施及び管理状況について、工業情報化部及び上海市人民政府へ定期的に報告しなければならない。